○　指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成１２年３月１７日老企第４５号　厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

（変更点は下線部）

改　正　前	改　正　後
指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について	健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について
〔目次〕 （略）	〔目次〕 （略）
第一　基準省令の性格	第一　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下「法」という。）第百十条第一項及び第二項の規定に基づく「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「基準省令」という。）の性格
１～３　（略）	１～３　（略）
第二　指定の単位等について	第二　指定の単位等について
１～４　（略）	１～４　（略）
５　①・②　（略） ③　病院（指定介護療養型医療施設であるものに限る。）であって、当該病院の療養病棟の病室のうち、当該病棟の病室数の二分の一を超えない数の病室を定め、当該病室に入院する者について療養の給付（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十二条第一項の療養の給付をいう。）を行うために指定介護療養型医療施設の指定を除外しようとするもの のいずれかについては、病室単位で指定を受け、又は除外することができるものとする（②及び③に係る指定の効力は、平成二十四年三月三十一日までの間に限る。）。この場合、看護・介護要員の人数については、医療保険適用病床及び介護保険適用病床各々において、基準省令の人員に関する基準を満たしていればよく、また、設備については、当該病室を含む病棟全体として、基準省令の設備に関する基準を満たしていればよく、介護保険適用の患者専用の食堂等を設ける必要はない。	５　①・②　（略） ③　病院（指定介護療養型医療施設であるものに限る。）であって、当該病院の療養病棟の病室のうち、当該病棟の病室数の二分の一を超えない数の病室を定め、当該病室に入院する者について療養の給付（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十二条第一項の療養の給付をいう。）を行うために指定介護療養型医療施設の指定を除外しようとするもの のいずれかについては、病室単位で指定を受け、又は除外することができるものとする（②及び③に係る指定の効力は、平成三十年三月三十一日までの間に限る。）。この場合、看護・介護要員の人数については、医療保険適用病床及び介護保険適用病床各々において、基準省令の人員に関する基準を満たしていればよく、また、設備については、当該病室を含む病棟全体として、基準省令の設備に関する基準を満たしていればよく、介護保険適用の患者専用の食堂等を設ける必要はない。

第三　人員に関する基準・設備に関する基準 １・２　（略） ３　経過措置 ⑴～⑶　（略） ⑷　経過的介護療養型医療施設の人員・設備基準 ①　療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院が、介護老人保健施設等への円滑な転換を図れるよう、平成二十四年三月三十一日までの間の経過的類型として、経過型介護療養型医療施設を設ける。 ②・③　（略） ４　（略） 第四・第五　（略）	第三　人員に関する基準・設備に関する基準 １・２　（略） ３　経過措置 ⑴～⑶　（略） ⑷　経過的介護療養型医療施設の人員・設備基準 ①　療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院が、介護老人保健施設等への円滑な転換を図れるよう、平成三十年三月三十一日までの間の経過的類型として、経過型介護療養型医療施設を設ける。 ②・③　（略） ４　（略） 第四・第五　（略）